

小規模修繕契約希望者の登録を申請される方へ

1 目的

この登録制度は、北広島市が発注する小規模な修繕の契約について、市内に主たる事業所を置く事業者を対象に、受注希望者をあらかじめ登録し、登録者に発注することにより、小規模事業者の受注機会の拡大及び市内経済の活性化を図るものです。

2 登録できる方

次の要件を満たす方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業者数等は原則として問いません。

- (1) 北広島市内に主たる事業所を置く法人又は個人の方
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない方でない方
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有する方
- (4) 北広島市税を滞納していない方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人又はその他の使用人として使用していない方
- (6) 北広島市建設工事等競争入札参加資格を得ていない方

3 対象となる契約

対象となる契約は、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められる修繕の契約で、その予定価格が50万円以下の契約とします。

4 登録の申請及び受付

- (1) 小規模修繕の受注を希望する方は、次の書類を郵送又は持参により財務部契約管財課に提出してください。申請書、暴力団排除に関する誓約書は市ホームページからダウンロードしてください。インターネット環境のない方は財務部契約管財課（市役所3階）でも配布しています。

ア 小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）

※市ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。

イ 法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は代表者の身分証明書

※申請時3か月以内のものとしします。

※身分証明書は、本籍地のある市町村で交付しています。

ウ 北広島市税の納税証明書（滞納がないことの証明）

※申請時3か月以内のものとしします。

※税務課（市役所3階）で交付しています。

エ 資格、許可等が必要な業種を希望する方は、その資格者証や許可証等の写し
※電気、管、消防設備等の修繕をする場合は、技術者資格等が必要ですので、その資格証等の写しを申請書に添付してください。

※水道関係の修繕をする場合で、指定給水装置・排水設備工事事業者の登録をされている場合は、その写しを申請書に添付してください。

オ 暴力団排除に関する誓約書（別記様式）

※市ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。

(2) 受付については、**令和7年2月24日（月）**（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）から随時行います。

※郵送の場合

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1

北広島市財務部契約管財課

※持参の場合（9時～17時をお願いします）

北広島市財務部契約管財課（市役所3階）

5 申請書の書き方

(1) 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。

(2) 「商号又は名称」は、通常使用している名称を記入し、名称がない場合は、記入しないでください。

(3) 「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は登記簿上の「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」等と記入してください。

(4) この申請書に押印する印鑑は、見積書や契約書等に使用する印鑑となります。

法人の場合は代表者印を、個人事業主の場合は個人印を押印してください。個人印は、実印でなくとも結構ですが、ゴム印等変形しやすいものや、量販されている印鑑は使用しないでください。

(5) 資格、許可等が必要な業種は、その資格、許可等の名称を記入してください。

(6) 誓約書に押印する印鑑は、(4)と同じ印鑑を使用してください。

6 登録について

(1) 毎月20日までに申請を受け付けた方について、翌月1日付けで登録します。

(2) 登録の有効期間は、**登録日から令和9年3月31日（水）**までとします。

※登録期間終了の際は、新たに申請を受け付けます。

7 登録事項の変更の届出

申請事項に変更等が生じた場合は、小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届（様式第2号）により、速やかに届け出てください。

8 登録者名簿の取扱い

登録者名簿は、庁内に公開し、市が小規模な修繕の見積合せを発注する際の選定の対象になります。ただし、見積参加や契約を約束するものではありません。

また、契約制度の透明性を図る観点から、市ホームページに公開しますので、あらかじめ了承の上、申請してください。

9 契約の方法及び履行

この制度に基づく契約の方法は、原則として2者以上による見積合せによって、最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

また、契約の履行にあたっては、関係法令及び北広島市契約規則を遵守して行っていただきます。

なお、請け負った契約は、自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）や市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら履行できる業種を記載してください。

10 登録者名簿からの抹消

登録者名簿に掲載されている方が、登録要件に該当しなくなった場合は登録者名簿から抹消します。

また、契約に関して談合等不正又は不誠実な行為があった場合、この名簿から抹消する場合があります。

11 問合せ先

〒061-1192

北広島市中央4丁目2番地1

北広島市財務部契約管財課（市役所3階）

TEL 011-372-3311（内線3353・3354）